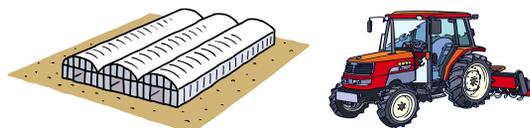


令和8年度 農地利用効率化等支援交付金(融資主体支援タイプ) に係る要望調査

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の実現に向けて、**融資を活用して**経営改善の取組に必要な農業用機械や施設等を導入する際、融資残について補助金を交付するものです。

対象となる機械等

- ① トラクター、野菜収穫機などの農業用機械
- ② 農業用ハウスなどの農業用施設
- ③ 上記の他、加工や流通、販売に係る機械等



助成対象者

- ・地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

(目標地図に位置付けられることが確実であると町が認める者を含む)

※ 過去に当該事業を受けたことのある方で、当時の成果目標を達成できていない場合は対象外になることがあります。

補助金額：【補助率】事業費の3/10 【補助上限額】300万円 (法人・個人共通)

※ 目標地図に位置付けられた者であって、目標年度に経営面積が下記に掲げる基準以上となる場合は、**補助上限額 600万円** (法人・個人共通)

・水田作等 20ヘクタール・露地作 5ヘクタール・果樹作 3ヘクタール・施設園芸作 1ヘクタール

※ 融資額を超える補助金を受けることはできません。

成果目標：「必須目標」と「選択目標」を設定し、目標年度(令和10年度)までに達成すること。

<必須> 付加価値額(収入総額-費用総額+人件費)の拡大

<選択> 以下の①~③から1つを選択

①農産物の価値向上 ②単位面積当たり収量の増加 ③経営コストの縮減

※ ポイントの要件によって、追加で目標を設定する場合があります。

申請方法：①~⑤を役場農林課窓口までご提出ください。
(①・②・⑤は町HPからダウンロードできます。)

- ① 予算配分基準ポイント
- ② 選択目標設定シート
- ③ 農業用機械等のカタログ及び見積書(定価)
- ④ R7年分所得税確定申告書及び決算書一式
- ⑤ 申請にあたってのチェックリスト

※ 要望内容によっては、追加で書類が必要となる場合があります。

※ **過去の採択例を勘案し、①のポイントが「20点」以上の方のみ受付します。**

締切：令和8年3月10日(火) 17:00まで
※ 申請する場合は、事前に右記にご連絡ください。
※ 要望は必ず採択されるものではありません。

お問合せ先

農林課農政生産係
☎ 52-1827